

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 湯浅町 (都道府県: 和歌山県)
 本事業の担当部局名 政策企画課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	湯浅町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和5年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	10,200,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 当町の第2期湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を基本目標に掲げ、その実現に向けて令和5年度から湯浅町結婚新生活支援事業を設立している。婚姻件数は、平成27年から平成30年には年平均43件程度であったが、令和元年から令和4年には平均35件程度に減少し、出生者数についても同期間での比較が年平均68人程度から55人程度に減少している。減少の要因として、結婚の晩婚化や子育て等に関する経済的な負担、将来にわたる収入への不安が挙げられる。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 過年度に引き続き、和歌山県と連携して実施するなかで、父親を対象とした家事育児参加についての教室等を開催し、男性の家事育児参画へ繋げる。また、県が作成したライフデザイン啓発物を用いて、町内中学生を対象としたライフデザインに関する授業、グループワーク又はセミナー等を実施する。また、結婚新生活支援事業を実施し、若い世代が抱える経済的な負担、将来にわたる収入への不安を解消するため補助を行う。</p> <p><本個別事業の位置付け> 結婚新生活支援事業を実施し、若い世代が抱える経済的な負担、将来にわたる収入への不安を解消するため補助を行う。</p>		

個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要					
	【補助対象要件】					
	・所得要件	夫婦の合計所得が500万円未満	自治体独自基準の場合	所得制限なし		
	・年齢要件	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】					
	29歳以下の場合	各費用に係る合計が60万円	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	各費用に係る合計が30万円	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】					
	<input type="checkbox"/>	家賃	<input type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input type="checkbox"/>	リフォーム費用
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】 継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有						
【その他独自要件】 和歌山県パートナーシップ宣誓制度を利用した世帯について対象とする。						
2. 申請見込						
①新規世帯見込		19	世帯	②継続世帯見込		
上記のうち		ともに29歳以下	15	世帯		
		その他	4	世帯		
【世帯数積算根拠】 令和4年1月~令和5年3月婚姻届(窓口申請)は40世帯 そのうち、29歳以下が18世帯で、39歳以下が11世帯である。 婚姻数を増やす目的であることからベースとなる婚姻届世帯数を30世帯(29歳以下:19世帯、39歳以下:11世帯)とする。 所得500万円以下の世帯の割合を29歳以下:75.3%、39歳以下:36.4%とする。 参照:2022年国民生活基礎調査 <交付金対象> 29歳以下:19世帯×75.3%=14.3世帯→15世帯 39歳以下:11世帯×36.4%=4.0世帯→4世帯						
(参考) 【令和5年度申請状況】 実施中 申請世帯数見込 10 世帯 ~12月(実績) 3 世帯 1月~3月(見込) 7 世帯						

